

## 大気の汚染に係る環境基準等

対象物質	環境基準等	環境基準の評価方法	(参考) 主たる発生源
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下	○短期的評価 環境基準のとおり ○長期的評価 日平均値の 2 % 除外値が 0.04ppm 以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続した場合は環境基準達成としない。	硫黄を含む化石燃料の燃焼により発生し、主な発生源は工場である。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/ m <sup>3</sup> 以下、かつ、1 時間値が 0.20mg/ m <sup>3</sup> 以下	○短期的評価 環境基準のとおり ○長期的評価 日平均値の 2 % 除外値が 0.10mg/ m <sup>3</sup> 以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が 0.10mg/ m <sup>3</sup> を超える日が 2 日以上連続した場合は環境基準達成としない。	工場からのばいじん、ディーゼル車排ガスの黒煙等の人工発生源と土壤の飛散等の自然発生源がある。
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1 年平均値が 15 μg/ m <sup>3</sup> 以下、かつ、1 日平均値が 35 μg/ m <sup>3</sup> 以下	○長期的評価 1 年平均値が 15 μg/ m <sup>3</sup> 以下 (長期基準) であり、かつ、1 日平均値の年間 98% 値が 35 μg/ m <sup>3</sup> 以下 (短期基準) である場合に環境基準達成とする。	工場や自動車などの発生源から直接排出される一次生成粒子と、大気中の光化学反応によって生じる二次生成粒子で構成されている。また、土壤粒子等も含まれており、発生源は多岐にわたっている。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下	○短期的評価 環境基準のとおり ○長期的評価 日平均値の 2 % 除外値が 10ppm 以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続した場合は環境基準達成としない。	燃料の不完全燃焼で発生し、主な発生源は自動車である。
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1 時間値が 0.06ppm 以下	○短期的評価 昼間 (6 時から 20 時まで) の 1 時間値が全て 0.06ppm 以下である場合に環境基準達成とする。	工場や自動車から排出される窒素酸化物等が太陽光線により光化学反応を起こし生じる二次物質である。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下	○長期的評価 日平均値の年間 98 % 値が 0.06ppm 以下である場合に環境基準達成とする。	物の燃焼により発生し、主な発生源は工場と自動車である。
非メタン炭化水素 (NMHC)	午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値が 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲以下		主として自動車や塗装、印刷等の作業工程と石油精製、石油化学等の製造、貯蔵及び出荷工程等から排出される。

(注) 非メタン炭化水素 (NMHC) は、光化学オキシダントの生成防止のための指針

## 環境基準による大気汚染の評価に関する用語について

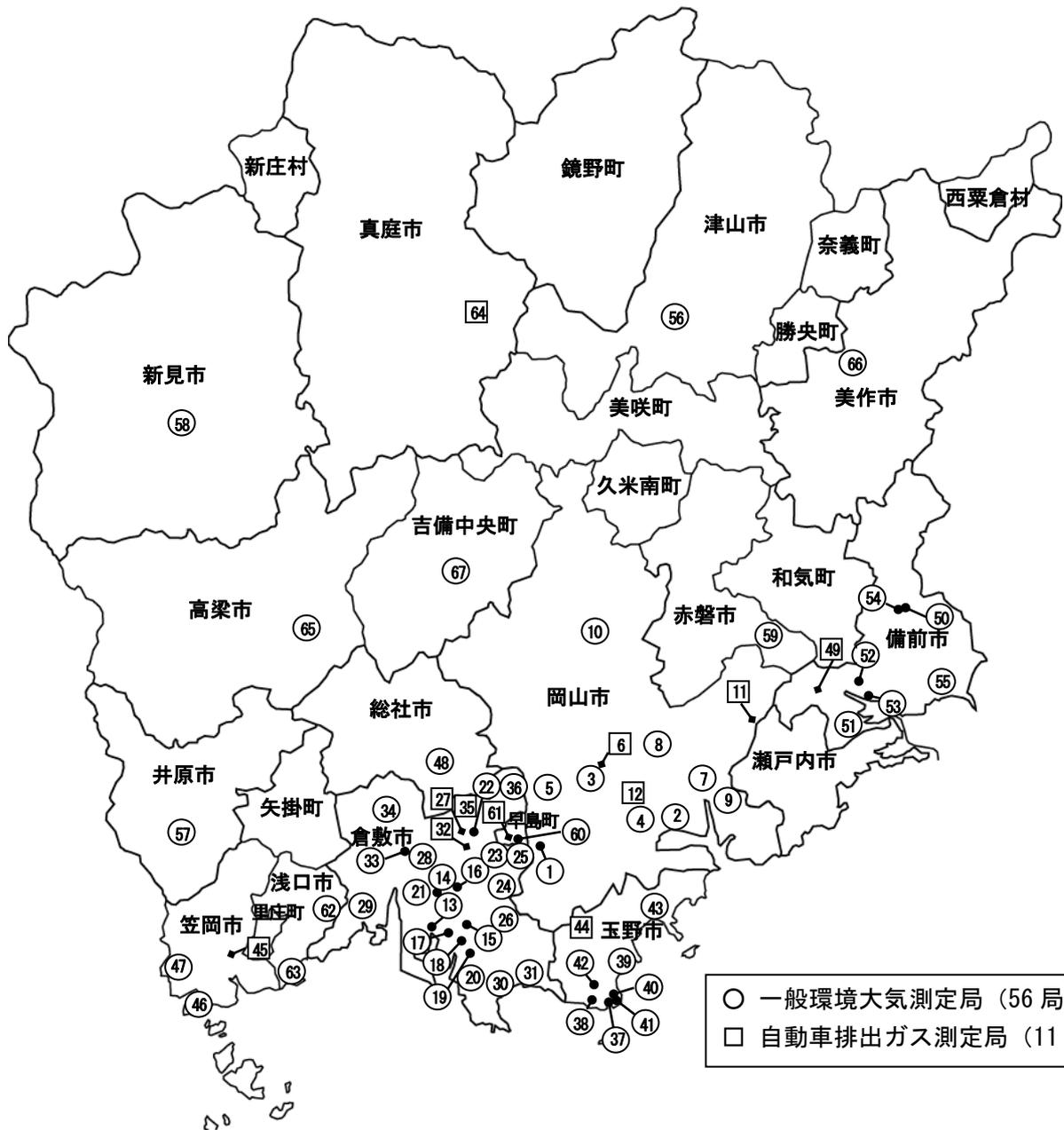
用 語	説 明
1 時 間 値	1時間の平均濃度
1 日 平 均 値 (日 平 均 値)	1日24時間の測定結果の平均値。ただし、1日のうち欠測が4時間を超えるときは、1日平均値から除外している。
1 年 平 均 値 (年 平 均 値)	1年間の1時間値の平均値（1年間は平年で8,760時間） （ただし、微小粒子状物質については1年間の1日平均値の平均値）
日 平 均 値 の 年 間 2 % 除 外 値	1年間に得られた1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるもの（365日分の1日平均値がある場合は7日分の測定値）を除外した残りのうち最も高い1日平均値をいう。
日 平 均 値 の 年 間 9 8 % 値	1年間に得られた1日平均値のうち、低い方から98%目に相当する（365日分の1日平均値があれば358番目の）1日平均値をいう。
長 期 的 評 価	主として1年を単位とする平均的な評価で、地域における汚染の実態、推移を把握するためのものである。一般に環境基準の達成、非達成をいう場合は長期的評価を指す。
短 期 的 評 価	1時間値又は1日平均値の測定結果を環境基準と比較する評価方法で、短時間の高濃度状態について評価する必要がある場合に利用される。

## 環境大気測定局一覧（令和3年3月末現在）

市町村	No.	測定局		測定項目							
				SO <sub>2</sub>	SPM	PM2.5	CO	Ox	NO <sub>2</sub> NO NOx	NMHC CH <sub>4</sub> THC	WV WD
岡山市	1	興除	市	○	○	○		○	○		○
	2	江並	市	○	○	○		○	○		○
	3	出石	市	○	○			○	○		○
	4	南輝	市	○	○	○		○	○		○
	5	吉備	市		○	○		○	○		○
	6	南方	市・自		○	○			○	○	○
	7	西大寺	市	○	○	○		○	○		○
	8	東岡山	市		○	○		○	○		○
	9	五明	市	○	○			○	○	○	○
	10	御津	市		○			○	○	○	○
	11	西祖	市・自		○				○	○	○
	12	青江	市・自		○		○		○	○	○
	計 12局			6	12	7	1	9	12	5	12
倉敷市	13	監視センター	市	○	○	○		○	○	○	○
	14	春日	市	○	○			○	○		○
	15	広江	市	○	○						○
	16	福田	市	○	○			○	○		○
	17	松江	市	○	○	○		○	○		○
	18	呼松	市	○	○						
	19	宇野津	市	○							
	20	塩生	市	○	○	○		○	○		○
	21	連島	市	○	○			○	○		○
	22	倉敷美和	市	○	○	○	○	○	○	○	○
	23	豊洲	市	○					○		○
	24	天城	市	○	○			○	○		○
	25	茶屋町	市	○	○	○		○	○		○
	26	郷内	市	○	○			○	○		○
	27	駅前	市・自				○		○	○	
	28	西阿知	市	○	○			○	○		○
	29	玉島	市	○	○	○		○	○		○
	30	児島	市	○	○	○		○	○		○
	31	田の口	市	○							
	32	大高	市・自		○	○	○		○		○
	33	船穂	市	○	○			○	○		○
	34	真備	市			○		○	○		○
	35	西坂(移)	市・自		○		○		○		○
	36	庄	市		○	○		○	○		○
	計 24局			19	19	10	4	16	20	3	20
玉野市	37	日比	市	○	○			○	○		○
	38	渋川	県	○	○				○		○
	39	宇野	県	○	○	○		○	○		○
	40	向日比1丁目	県	○					○		○
	41	向日比2丁目	市	○	○						○
	42	日比2丁目	市	○	○						○
	43	後閑	市	○	○						○
	44	用吉	市・自	○	○		○	○	○	○	○
	計 8局			8	7	1	1	3	5	1	8
笠岡市	45	大磯	県・自		○		○	○	○	○	
	46	寺間	県	○	○				○		○
	47	茂平	県		○	○		○	○		○
	計 3局			1	3	1	1	2	3	1	2
総社市	48	総社	県		○	○		○	○		○

市町村	No.	測定局		測定項目								
				SO <sub>2</sub>	SPM	PM2.5	CO	O <sub>x</sub>	NO <sub>2</sub> NO NO <sub>x</sub>	NMHC CH <sub>4</sub> THC	WV WD	
備前市	49	伊 部	県・自		○					○	○	
	50	三 石	県	○	○	○			○	○		○
	51	鶴 海	市	○	○					○		○
	52	東 片 上	県	○	○				○	○		○
	53	穂 浪	市	○	○					○		○
	54	野 谷	市	○	○					○		○
	55	日 生	県		○				○	○		○
			計 7局		5	7	1	0	3	7	1	6
津山市	56	津 山	県	○	○	○			○	○		○
井原市	57	井 原	県						○			○
新見市	58	新 見	県		○	○			○	○		○
赤磐市	59	熊 山	県						○	○		○
早島町	60	早 島	県		○	○			○	○		○
	61	長 津	県・自		○	○				○	○	○
浅口市	62	金 光	県		○				○	○		○
	63	寄 島	県	○					○			○
真庭市	64	久 世	県・自		○	○			○	○	○	○
高梁市	65	高 梁	県						○	○		○
美作市	66	美 作	県						○	○		○
吉備中央町	67	吉 備 高 原	県			○			○			○
		合計67局		41	55	27	7	45	57	13	61	

# 環境大気測定局配置図



○ 一般環境大気測定局 (56局)  
 □ 自動車排出ガス測定局 (11局)

岡山市	1	興除
	2	江並
	3	出石
	4	南輝
	5	吉備
	6	南方 (自)
	7	西大寺
	8	東岡山
	9	五明
	10	御津
	11	西祖 (自)
	12	青江 (自)
倉敷市	13	監視塔
	14	春日
	15	広江
	16	福田
	17	松江
	18	呼松
	19	宇野津
	20	塩生

倉敷市	21	連島
	22	倉敷美和
	23	豊洲
	24	天城
	25	茶屋町
	26	郷内
	27	駅前 (自)
	28	西阿知
	29	玉島
	30	児島
	31	田の口
	32	大高 (自)
	33	船穂
	34	真備
	35	西坂 (自)
	玉野市	36
37		日比
38		渋川
39		宇野
40		向日比1

玉野市	41	向日比2
	42	日比2丁目
	43	後閑
笠岡市	44	用吉 (自)
	45	大磯 (自)
	46	寺間
	47	茂平
総社市	48	総社
備前市	49	伊部 (自)
	50	三石
	51	鶴海
	52	東片上
	53	穂浪
	54	野谷
	55	日生
その他市町	56	津山
	57	井原
	58	新見
	59	熊山
	60	早島

その他市町	61	長津 (自)
	62	金光
	63	寄島
	64	久世 (自)
	65	高梁
	66	美作
	67	吉備高原

合計 67局  
 (自) 自動車排出ガス測定局

## 望ましい測定局数の算定について（環境省事務処理基準）

## 1 全国的視点から必要な測定局数

## ① 人口及び可住地面積による算定（いずれか少ないほう）

算定基準		岡山県算定結果
人口基準	人口 75,000 人当たり 1 局	25
可住地面積基準	可住地面積 25km <sup>2</sup> 当たり 1 局	89

【参考】 a 岡山県人口=1,873,757 人 (R3. 12. 1) (注)

b 岡山県可住地面積=2,219.57 km<sup>2</sup>

(注) 県管轄地域(岡山市及び倉敷市を除く岡山県)の人口=679,269 人 (R3. 12. 1)

## ② 環境濃度レベルに対応した測定局数の調整

区分	判断基準	係数
高	環境基準（指針）を未達成、又は、基準値の 7 割を超える	1
中	環境基準（指針）を達成しているが基準値の 3 割を超え、7 割以下	1/2
低	環境基準（指針）を達成し、基準値の 3 割以下	1/3

## ③ 測定項目の特性に対応した測定局数の調整

測定項目	係数
二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素	1
一酸化炭素、非メタン炭化水素	1/2

## ④ 必要局数

測定項目	基本的な局数 (①)	係数 (②)	係数 (③)	④必要な測定 局数(注)
二酸化硫黄	25	1/2	1	13(5)
浮遊粒子状物質		1	1	25(9)
微小粒子状物質		1	1	25(9)
一酸化炭素		1/3	1/2	4(2)
光化学オキシダント		1	1	25(9)
二酸化窒素		1	1	25(9)
非メタン炭化水素		1	1/2	13(5)

(注) 必要局数の ( ) 内の数値は、県管轄地域における局数

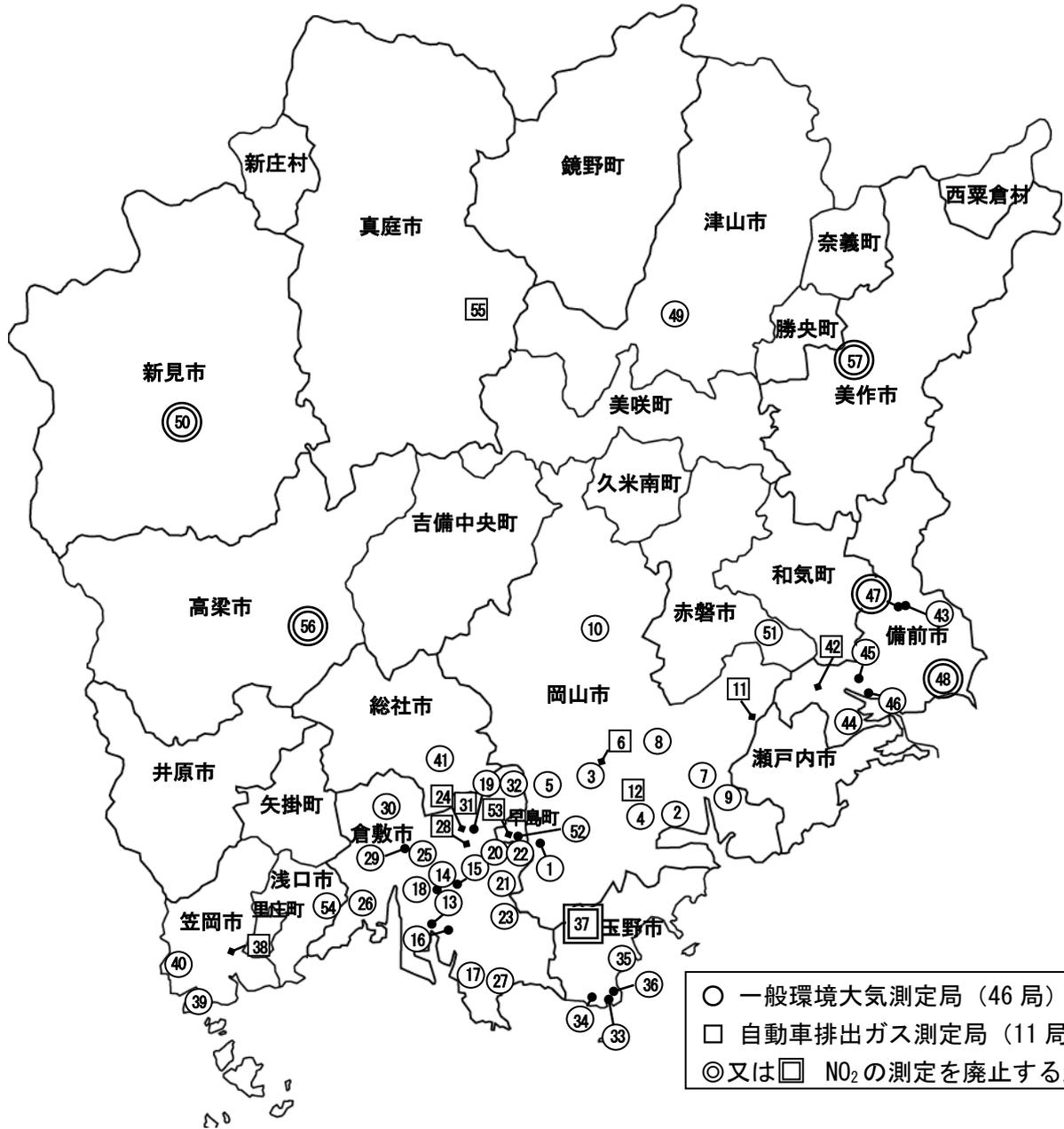
## 2 地域的視点から必要な測定局数

地域的視点（自然的状況、社会的状況、これまでの経緯の勘案）から必要な測定局数を算定する。

## 3 望ましい測定局数

1 の全国的視点から必要な測定局数に、2 の地域的視点から必要な測定局数を加えて算定する。

二酸化窒素自動測定機設置測定局配置図



○ 一般環境大気測定局 (46 局)  
 □ 自動車排出ガス測定局 (11 局)  
 ◎又は□ NO<sub>2</sub>の測定を廃止する測定局

岡山市	1	興除
	2	江並
	3	出石
	4	南輝
	5	吉備
	6	南方 (自)
	7	西大寺
	8	東岡山
	9	五明
	10	御津
	11	西祖 (自)
	12	青江 (自)
倉敷市	13	監視タワー
	14	春日
	15	福田
	16	松江
	17	塩生

倉敷市	18	連島
	19	倉敷美和
	20	豊洲
	21	天城
	22	茶屋町
	23	郷内
	24	駅前 (自)
	25	西阿知
	26	玉島
	27	児島
	28	大高 (自)
	29	船穂
	30	真備
	31	西坂 (自)
玉野市	32	庄
	33	日比
	34	洪川

玉野市	35	宇野
	36	向日比 1
笠岡市	37	用吉 (自)
	38	大磯 (自)
	39	寺間
	40	茂平
総社市	41	総社
備前市	42	伊部 (自)
	43	三石
	44	鶴海
	45	東片上
	46	穂浪
	47	野谷
	48	日生
その他市町	49	津山
	50	新見
	51	熊山

その他市町	52	早島
	53	長津 (自)
	54	金光
	55	久世 (自)
	56	高梁
美作市	57	美作

合計 57 局  
 (自) 自動車排出ガス測定局

## 別添参考5

## 二酸化窒素(N02) 年平均値(過去3ヶ年平均)

単位: ppm

過去3年平均の順位	測定局の種類	設置市町	測定局名	測定者	年平均値			
					平成30年度	令和元年度	令和2年度	過去3年平均
1	自排局	岡山市	青江(自)	市	0.023	0.020	0.018	0.020
2	自排局	早島町	長津(自)	県	0.020	0.019	0.017	0.019
3	自排局	備前市	伊部(自)	県	0.016	0.015	0.015	0.015
4	一般局	倉敷市	塩生	市	0.014	0.014	0.014	0.014
4	一般局	倉敷市	監視センター	市	0.014	0.016	0.012	0.014
6	自排局	倉敷市	駅前(自)	市	0.014	0.014	0.011	0.013
7	一般局	倉敷市	松江	市	0.013	0.012	0.012	0.012
7	一般局	倉敷市	茶屋町	市	0.014	0.010	0.012	0.012
7	一般局	倉敷市	豊洲	市	0.014	0.012	0.009	0.012
7	自排局	笠岡市	大磯(自)	県	0.012	0.012	0.011	0.012
11	自排局	倉敷市	大高(自)	市	0.012	0.011	0.011	0.011
11	一般局	岡山市	出石	市	0.012	0.011	0.009	0.011
11	一般局	倉敷市	玉島	市	0.011	0.010	0.011	0.011
11	自排局	岡山市	西祖(自)	市	0.011	0.011	0.010	0.011
15	一般局	倉敷市	春日	市	0.011	0.010	0.010	0.010
15	一般局	倉敷市	連島	市	0.010	0.011	0.010	0.010
15	自排局	倉敷市	西坂(自)	市	0.012	0.010	0.009	0.010
15	一般局	岡山市	江並	市	0.010	0.010	0.010	0.010
15	一般局	岡山市	南輝	市	0.011	0.010	0.009	0.010
15	一般局	倉敷市	倉敷美和	市	0.011	0.010	0.009	0.010
15	一般局	倉敷市	児島	市	0.011	0.010	0.009	0.010
15	一般局	玉野市	日比	市	0.010	0.010	0.010	0.010
15	一般局	玉野市	宇野	県	0.010	0.010	0.010	0.010
15	一般局	早島町	早島	県	0.011	0.010	0.009	0.010
15	一般局	岡山市	興除	市	0.010	0.010	0.009	0.010
15	一般局	倉敷市	福田	市	0.010	0.010	0.009	0.010
15	一般局	玉野市	渋川	県	0.010	0.010	0.009	0.010
28	一般局	倉敷市	天城	市	0.010	0.009	0.009	0.009
28	一般局	玉野市	向日比1丁目	県	0.010	0.009	0.009	0.009
28	一般局	笠岡市	茂平	県	0.009	0.010	0.009	0.009
28	一般局	備前市	三石	県	0.010	0.009	0.009	0.009
28	一般局	倉敷市	郷内	市	0.009	0.009	0.009	0.009
28	一般局	浅口市	金光	県	0.010	0.009	0.008	0.009
28	自排局	玉野市	用吉(自)	市	0.010	0.009	0.008	0.009
28	自排局	岡山市	南方(自)	市	0.010	0.008	0.008	0.009
28	一般局	倉敷市	庄	市	0.009	0.009	0.008	0.009
37	一般局	倉敷市	西阿知	市	0.009	0.008	0.008	0.008
37	一般局	倉敷市	船穂	市	0.009	0.008	0.007	0.008
37	一般局	岡山市	西大寺	市	0.008	0.008	0.007	0.008
37	一般局	岡山市	吉備	市	0.008	0.008	0.007	0.008
41	一般局	備前市	東片上	県	0.008	0.007	0.007	0.007
41	一般局	笠岡市	寺間	県	0.007	0.007	0.007	0.007
41	一般局	岡山市	五明	市	0.007	0.007	0.006	0.007
41	一般局	備前市	野谷	市	0.007	0.007	0.006	0.007
45	一般局	岡山市	東岡山	市	0.007	0.006	0.006	0.006
45	一般局	備前市	穂浪	市	0.007	0.007	0.005	0.006
45	一般局	総社市	総社	県	0.006	0.006	0.006	0.006
48	一般局	赤磐市	熊山	県	0.006	0.005	0.005	0.005
48	自排局	真庭市	久世(自)	県	0.005	0.005	0.005	0.005
48	一般局	備前市	鶴海	市	0.005	0.005	0.004	0.005
48	一般局	備前市	日生	県	0.005	0.005	0.004	0.005
52	一般局	津山市	津山	県	0.005	0.004	0.004	0.004
52	一般局	高梁市	高梁	県	0.004	0.004	0.003	0.004
52	一般局	美作市	美作	県	0.004	0.004	0.003	0.004
55	一般局	新見市	新見	県	0.004	0.003	0.003	0.003

二酸化窒素(N02) 日平均値の年間98%値 (過去3ヶ年平均)

単位：ppm

過去3年平均の順位	測定局の種類	設置市町	測定局名	測定者	日平均値の年間98%値			
					平成30年度	令和元年度	令和2年度	過去3年平均
1	自排局	岡山市	青江(自)	市	0.035	0.031	0.032	0.033
1	自排局	早島町	長津(自)	県	0.034	0.032	0.032	0.033
3	一般局	倉敷市	監視センター	市	0.031	0.030	0.028	0.030
4	自排局	備前市	伊部(自)	県	0.029	0.028	0.028	0.028
4	一般局	倉敷市	塩生	市	0.028	0.028	0.027	0.028
6	一般局	倉敷市	茶屋町	市	0.034	0.020	0.024	0.026
6	一般局	倉敷市	松江	市	0.027	0.026	0.025	0.026
8	一般局	倉敷市	豊洲	市	0.027	0.024	0.023	0.025
8	自排局	倉敷市	駅前(自)	市	0.025	0.024	0.025	0.025
10	自排局	倉敷市	大高(自)	市	0.026	0.023	0.024	0.024
11	一般局	倉敷市	連島	市	0.023	0.024	0.023	0.023
11	一般局	倉敷市	玉島	市	0.021	0.023	0.026	0.023
11	一般局	倉敷市	春日	市	0.024	0.021	0.024	0.023
11	一般局	倉敷市	倉敷美和	市	0.024	0.022	0.023	0.023
11	一般局	倉敷市	福田	市	0.025	0.022	0.022	0.023
11	自排局	笠岡市	大磯(自)	県	0.024	0.022	0.023	0.023
17	一般局	倉敷市	児島	市	0.024	0.023	0.020	0.022
17	一般局	玉野市	宇野	県	0.023	0.023	0.021	0.022
17	一般局	岡山市	南輝	市	0.022	0.020	0.024	0.022
17	一般局	岡山市	出石	市	0.024	0.021	0.021	0.022
17	一般局	倉敷市	天城	市	0.023	0.021	0.022	0.022
17	自排局	岡山市	西祖(自)	市	0.023	0.022	0.020	0.022
17	自排局	倉敷市	西坂(自)	市	0.023	0.020	0.022	0.022
24	一般局	早島町	早島	県	0.023	0.020	0.021	0.021
24	一般局	岡山市	江並	市	0.021	0.020	0.022	0.021
24	一般局	玉野市	日比	市	0.022	0.021	0.020	0.021
24	一般局	玉野市	向日比1丁目	県	0.021	0.021	0.021	0.021
24	一般局	岡山市	興除	市	0.021	0.020	0.021	0.021
29	一般局	倉敷市	郷内	市	0.021	0.019	0.021	0.020
30	一般局	玉野市	渋川	県	0.020	0.019	0.019	0.019
30	一般局	笠岡市	茂平	県	0.019	0.019	0.020	0.019
30	一般局	浅口市	金光	県	0.020	0.018	0.020	0.019
30	一般局	備前市	三石	県	0.019	0.018	0.020	0.019
30	自排局	岡山市	南方(自)	市	0.020	0.018	0.019	0.019
30	自排局	玉野市	用吉(自)	市	0.020	0.019	0.017	0.019
30	一般局	岡山市	西大寺	市	0.019	0.018	0.019	0.019
30	一般局	倉敷市	船穂	市	0.019	0.018	0.019	0.019
38	一般局	倉敷市	西阿知	市	0.018	0.017	0.020	0.018
39	一般局	岡山市	吉備	市	0.017	0.017	0.018	0.017
39	一般局	備前市	穂浪	市	0.018	0.018	0.016	0.017
39	一般局	倉敷市	庄	市	0.018	0.016	0.016	0.017
39	一般局	備前市	東片上	県	0.018	0.017	0.015	0.017
43	一般局	備前市	野谷	市	0.017	0.016	0.016	0.016
44	一般局	岡山市	五明	市	0.016	0.015	0.015	0.015
44	一般局	岡山市	東岡山	市	0.015	0.014	0.015	0.015
44	一般局	総社市	総社	県	0.014	0.015	0.015	0.015
47	一般局	笠岡市	寺間	県	0.013	0.015	0.015	0.014
48	一般局	備前市	日生	県	0.013	0.014	0.012	0.013
48	一般局	備前市	鶴海	市	0.012	0.015	0.011	0.013
50	一般局	津山市	津山	県	0.012	0.010	0.011	0.011
50	自排局	真庭市	久世(自)	県	0.012	0.010	0.011	0.011
50	一般局	赤磐市	熊山	県	0.012	0.010	0.010	0.011
53	一般局	高梁市	高梁	県	0.009	0.009	0.008	0.009
54	一般局	新見市	新見	県	0.008	0.007	0.009	0.008
54	一般局	美作市	美作	県	0.009	0.008	0.007	0.008

岡山県環境審議会条例

平成六年七月五日  
岡山県条例第二十五号

岡山県環境審議会条例をここに公布する。

岡山県環境審議会条例

(設置)

第一条 環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十三条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関として、岡山県環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平一二条例二三・全改)

(組織)

第二条 審議会は、委員四十人以内で組織する。

(委員)

第三条 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(平一二条例二三・一部改正)

(会長及び副会長)

第四条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(特別委員)

第五条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、会長の命を受け、専門の事項を調査する。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第七条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(平一二条例二三・一部改正)

(会議)

第八条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前三項の規定は、部会に準用する。

(幹事)

第九条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、関係職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員及び特別委員を補佐する。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、環境文化部において行う。

(平一〇条例三・平二二条例七・一部改正)

(その他)

第十一条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成六年八月一日から施行する。

附 則(平成一〇年条例第三号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第二三号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二二年条例第七号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

## 岡山県環境審議会の部会の設置に関する規程

## (目的)

第一条 この規程は岡山県環境審議会条例（平成六年岡山県条例第二十五号。以下「条例」という。）第七条第一項の規定により、岡山県環境審議会（以下「審議会」という。）の部会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (部会の設置及び所掌事務)

第二条 審議会に、別表に掲げる部会を置き、その所掌事務は、同表に掲げる事項のほか会長が部会の所掌事務とすることが適当と認める事項とする。

## (部会の組織)

第三条 部会は、十五名以内の委員、並びに必要に応じて指名された特別委員及び専門委員で組織する。

## (部会の決議)

第四条 部会の所掌事務に係る部会の決議は、これをもって審議会の決議とするものとする。

2 部会長は、部会の審議が終了したときは、審議会にその結果を報告するものとする。

## (その他)

第五条 前二条に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

## 附 則

この規程は、平成六年八月十二日から施行する。

## (施行期日)

この規程は、平成十二年十月十七日から施行する。

## (施行期日)

この規程は、平成十六年十月四日から施行する。

## (施行期日)

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

## (施行期日)

1 この規程は、平成二十年九月二日から施行する。

## (環境基本計画推進専門委員会の設置に関する規程の廃止)

2 環境基本計画推進専門委員会の設置に関する規程は、廃止する。

## 別表 部会所掌事務

部 会 名	所 掌 事 務
政策部会	一 岡山県環境基本条例（平成八年岡山県条例第三十号。以下「環境基本条例」という。）第十条第四項及び第六項の規定による岡山県環境基本計画の策定及び変更に係る基本的な事項に関すること。 二 環境基本条例第二十七条の規定による環境の保全に関する提言の調査審議に関すること。 三 地球環境保全に関すること。 四 環境学習に関すること。 五 その他、他の部会の所掌に属さないこと。
景観部会	一 岡山県景観条例（昭和六十三年岡山県条例第十六号。以下「景観条例」という。）第四条の規定による景観計画の策定及び変更に関すること。 二 景観条例第十一条第三項の規定によるモデル地区の指定に関すること。 三 景観条例第十一条第八項の規定による報告に関すること。 四 景観条例第十一条第十一項の規定によるモデル地区の区域の拡張、縮小、指定の解除に関すること。 五 景観条例第十二条第二項の規定によるモデル地区内の景観形成に必要な要請に関すること。 六 景観条例第十条の規定による届出対象行為に係る景観形成に必要な勧告又は命令に関すること。 七 景観条例第十三条第二項の規定による背景保全地区の指定に関すること。 八 景観条例第十三条第五項の規定による背景保全地区の変更又は解除に関すること。
水質部会	一 環境基本法第十六条第二項の規定による水域の指定に関すること。 二 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第三項の規定による排水基準の設定に関すること。 三 水質汚濁防止法第四条の三第一項の規定による総量削減計画の策定に関すること。 四 水質汚濁防止法第四条の五第一項の規定による総量規制基準の設定に関すること。 五 水質汚濁防止法第十六条第一項の規定による公共用水域及び地下水の水質の測定計画の策定に関すること。 六 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第四条第一項の規定による瀬戸内海の環境の保全に関する県計画の策定に関すること。 七 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定による農用地土壌汚染対策地域の指定及び変更、解除に関すること。 八 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第五条第一項及び第六条第一項の規定による農用地土壌汚染対策計画の策定及び変更に関すること。 九 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第四条第一項及び第二十三条第一項の規定による湖沼水質保全計画及び湖沼総量削減計画の策定に関すること。 十 湖沼水質保全特別措置法第七条第一項の規定による汚濁負荷量規制基準の設定に関すること。 十一 湖沼水質保全特別措置法第十九条第一項及び第二十二條の規定による指定施設及び準用指定施設の構造並びに使用の方法に関する基準の設定に関すること。 十二 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）第五条第一項の規定による水質保全計画の策定に関すること。 十三 ダイオキシン類対策特別措置法 第八条第三項の規定による排出基準（排出水に係るものに限る。）の設定に関すること。 十四 ダイオキシン類対策特別措置法第二十九条第一項及び第三十条第一項の規定によるダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定、変更及び解除に関すること。 十五 ダイオキシン類対策特別措置法第三十一条第一項及び第三十二条第一項の規定によるダイオキシン類土壌汚染対策計画の策定及び変更に関すること。 十六 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第五十三条第一項の規定による特定施設の指定及び排水基準の設定に関すること。 十七 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第五十三条第一項第一号の規定による有害物質の指定に関すること。 十八 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第五十三条第一項第二号の規定による水の汚染状態を示す項目の指定に関すること。 十九 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第六十五条第一項の規定による土壌汚染基準及び地下水汚染基準の設定に関すること。 二十 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第六十九条第一項又は第二項の規定による必要な限度の設定に関すること。 二十一 岡山県児島湖環境保全条例（平成三年岡山県条例第五号）第七条第一項の規定による環境保全基本方針の策定に関すること。

部 会 名	所 掌 事 務
大気部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項の規定による地域の指定に関する事。</li> <li>二 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第四条第一項の規定による排出基準の設定に関する事。</li> <li>三 大気汚染防止法第五条の二第一項の規定による指定ばい煙総量削減計画の作成及び総量規制基準の設定に関する事。</li> <li>四 大気汚染防止法第十五条第三項の規定による燃料使用基準の設定に関する事。</li> <li>五 大気汚染防止法第十五条の二第三項の規定による燃料使用基準の設定に関する事。</li> <li>六 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定による騒音を規制する地域の指定に関する事。</li> <li>七 騒音規制法第四条第一項の規定による規制基準の設定に関する事。</li> <li>八 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第三条の規定による悪臭を規制する地域の指定に関する事。</li> <li>九 悪臭防止法第四条第一項及び第二項の規定による規制基準の設定に関する事。</li> <li>十 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定による振動を規制する地域の指定に関する事。</li> <li>十一 振動規制法第四条第一項の規定による規制基準の設定に関する事。</li> <li>十二 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第八条第三項の規定による排出基準（排出ガスに係るものに限る。）の設定に関する事。</li> <li>十三 ダイオキシン類対策特別措置法第十条第一項の規定による総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定に関する事。</li> <li>十四 岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十六号）第二条第三号に規定する物質の指定に関する事。</li> <li>十五 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第二条第五号に規定する有害ガスの指定に関する事。</li> <li>十六 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第六条第一項に規定するばい煙発生施設の指定及びばい煙の排出基準の設定に関する事。</li> <li>十七 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第十九条の規定による粉じん発生施設の指定並びに構造の指定並びに使用及び管理の基準の設定に関する事。</li> <li>十八 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第二十八条の規定による有害ガス発生施設の指定及びその排出基準の設定に関する事。</li> <li>十九 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第三十九条第一項に規定するベンゼンその他の化学物質及び当該物質の大気中への排出又は飛散に伴う環境への負荷が著しいと認められる地域の指定に関する事。</li> <li>二十 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第四十条第一項に規定するベンゼン等排出施設の指定に関する事。</li> <li>二十一 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第七十二条第一項の規定による指定施設及び地域の指定に関する事。</li> <li>二十二 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第七十三条の規定による規制基準の設定に関する事。</li> <li>二十三 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第九十八条第一項の規定による地域の指定に関する事。</li> </ul>
廃棄物対策部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第五条の五の規定による廃棄物処理計画の策定に関する事。</li> <li>二 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成十五年法律第九十八号）第四条の規定による実施計画の策定に関する事。</li> </ul>